◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第九四号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当その他の関係法律の規定により物価指数の変動に応じた手当等の額の自動改定を行うべきものについて、所要の額の改定等を行うこととした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第九五号）（厚生労働省）

1　高等職業訓練促進給付金の支給額について、平成二四年四月一日以後に養成機関において修業を開始した受給資格者であって市町村民税非課税世帯に属するものについては月額一〇万円とすることとした。（第三〇条第三項第一号及び附則第四条関係）

2　高等職業訓練促進給付金の支給期間について、平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日までに養成機関において修業を開始した受給資格者については修業する全期間（上限三六月）とする特例を設けることとした。（附則第五条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（政令第九六号）（経済産業省）

一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、次の経済産業省関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第五条関係）

1　ガス事業法施行令（昭和二九年政令第六八号）

2　電気用品安全法施行令（昭和三七年政令第三二四号）

3　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四三年政令第一四号）

4　中小小売商業振興法施行令（昭和四八年政令第二八六号）

5　消費生活用製品安全法施行令（昭和四九年政令第四八号）

二　施行期日等（附則関係）

1　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。

法律

法律第七号

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総務省設置法の一部改正）

2　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表平成二十八年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

3　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。）の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

4　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。